

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名   |
|-------|--|
| 59    | 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和6年度)及び定額減税補足給付金支給事務 全項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和6年度)及び定額減税補足給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

横浜市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和6年10月31日

## 項目一覧

|                                 |
|---------------------------------|
| I 基本情報                          |
| (別添1) 事務の内容                     |
| II 特定個人情報ファイルの概要                |
| (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目            |
| III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 |
| IV その他のリスク対策                    |
| V 開示請求、問合せ                      |
| VI 評価実施手続                       |
| (別添3) 変更箇所                      |

# I 基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務             |   |
|----------------------------------|---|
| ①事務の名称                           | 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和6年度)及び定額減税補足給付金支給事務   |
| ②事務の内容 ※                         | <p>(1)事務の概要<br/>「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)の趣旨を踏まえ、電力・ガス・食料品価格等の物価高騰による負担増に対応するため、特に家計への影響が多い低所得世帯や定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方に対して、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金及び定額減税補足給付金の支給事務を実施する。</p> <p>(2)特定個人情報を取り扱う具体的な事務手続<br/>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び関連法令等に基づき、給付金の支給先口座に公金受取口座を指定したものであることについて、統合番号連携システムを介して、デジタル庁に公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会を行う。</p>   |
| ③対象人数                            | <p>[ 30万人以上 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 1,000人未満<br/>2) 1,000人以上1万人未満<br/>3) 1万人以上10万人未満<br/>4) 10万人以上30万人未満<br/>5) 30万人以上</p>   |
| 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム |   |
| システム1                            |   |
| ①システムの名称                         | 統合番号連携システム  |
| ②システムの機能                         | <p>統合番号連携システムは、中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。<br/>統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。<br/>個人番号は統合番号連携システムにて管理を行う。</p> <p>(1) 統合番号管理機能<br/>統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報(住所、氏名、性別、生年月日)を紐づけて管理する機能。<br/>(2) 符号管理機能<br/>符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能。<br/>(3) 情報照会側機能<br/>特定個人情報の照会業務を行うための機能。<br/>(4) 情報提供側機能<br/>特定個人情報の提供業務を行うための機能。<br/>(5) 中間サーバー稼働状況確認機能<br/>連携する中間サーバーの稼働状況を確認する機能。<br/>(6) 個人番号・統合番号変換機能<br/>個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。<br/>(7) データ連携機能<br/>既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能。<br/>(8) データ変換機能<br/>文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。<br/>(9) 職員認証・権限管理機能<br/>統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。</p> |
| ③他のシステムとの接続                      | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ <input checked="" type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバー、既存業務システム )</p>   |

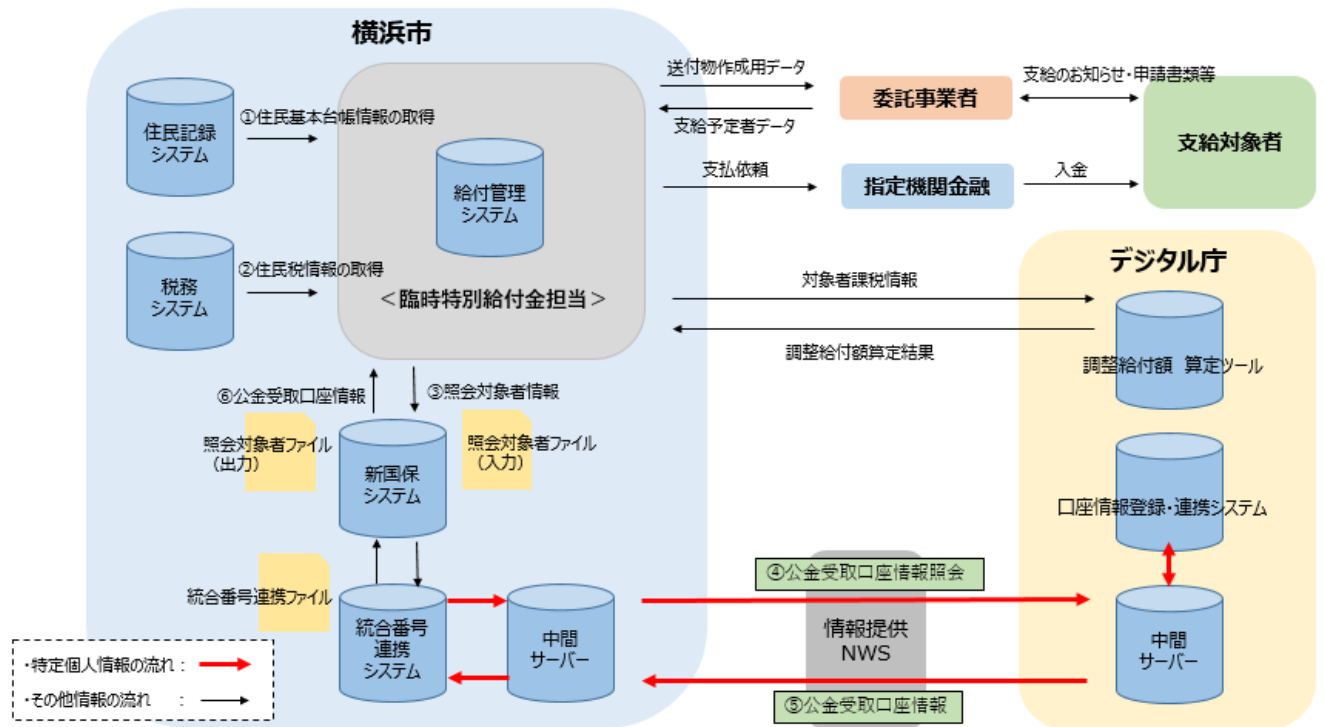


| システム4       |  |
|-------------|--|
| ①システムの名称    | 横浜市住民記録システム(当該事務で利用する範囲のみ)   |
| ②システムの機能    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象者を特定するため、事務基準日時点の住民基本台帳情報を抽出する。</li> <li>・情報連携対象者の住記個人コードに現住所区及び前住所コードの紐付けを行う。</li> </ul>  |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム<br><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム<br><input type="checkbox"/> その他 ( 証明発行システム、コンビニ交付証明発行サーバ、既存業務システム ) |
| システム5       |  |
| ①システムの名称    | 新国民健康保険システム(当該事務で利用する範囲のみ)   |
| ②システムの機能    | 統合番号連携システムと連携し、一括で情報照会を行う当該システムのプログラムを流用し、新たに給付金事務で使用するプログラムを国保領域上で構築・運用する。<br>情報照会結果を基に、対象者の公金受取口座情報を抽出する。  |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム<br><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム<br><input type="checkbox"/> その他 ( )                                 |
| システム6～10    |  |
| システム6       |  |
| ①システムの名称    | 税務システム(当該事務で利用する範囲のみ)  |
| ②システムの機能    | 支給対象者の特定、支給の判定及び支給額の算定を行うため、住民税情報を抽出する。  |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム<br><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム<br><input type="checkbox"/> その他 ( )                                 |

| 3. 特定個人情報ファイル名  |  |
|---|--|
| 横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和6年度)及び定額減税補足給付金 照会対象者ファイル、統合番号連携ファイル |  |
| 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由  |  |
| ①事務実施上の必要性  | 給付金の支給先口座に公金受取口座を指定した者について、統合番号連携システムを介して、デジタル庁に公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会を行う際に必要であるため。   |
| ②実現が期待されるメリット   | 公金受取口座情報を取得し、あらかじめ給付システムに口座情報を取り込むことで、プッシュ型(申請ベースではなく、申請者情報プリセットによる通知等)による給付を行うことが可能となる。   |
| 5. 個人番号の利用 ※  |  |
| 法令上の根拠  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表の135の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条</li> </ul>   |
| 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※                                      |  |
| ①実施の有無  | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 実施する ]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 実施する<br/>           2) 実施しない<br/>           3) 未定         </div> </div> |
| ②法令上の根拠   | <b>【情報照会】</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条8号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の160の項及び第162条</li> </ul>   |
| 7. 評価実施機関における担当部署   |  |
| ①部署   | 健康福祉局総務部総務課 臨時特別給付金担当  |
| ②所属長の役職名  | 健康福祉局総務部総務課 臨時特別給付金担当課長  |
| 8. 他の評価実施機関   |  |
| なし  |  |

(別添1) 事務の内容

特定個人情報等の流れ



(備考)

## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名                                       |   |
|--|---|
| 横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和6年度)及び定額減税補足給付金 照会対象者ファイル |   |
| 2. 基本情報  |   |
| ①ファイルの種類 ※   | [ システム用ファイル ] <選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)  |
| ②対象となる本人の数   | [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ③対象となる本人の範囲 ※  | 本給付金の支給対象者(見込みも含む。)   |
| その必要性  | ・支給対象者を特定するため。<br>・支給対象者への迅速な支給を可能とするために、公金受取口座の情報を把握する必要があるため。   |
| ④記録される項目   | [ 10項目未満 ] <選択肢><br>1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上  |
| 主な記録項目 ※   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報<br/>[ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報<br/>[ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等)<br/>[ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報<br/>[ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報<br/>[ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報<br/>[ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報<br/>[ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報<br/>[ ] 災害関係情報<br/>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 公金受取口座情報 )</li> </ul> |
| その妥当性  | (1) その他識別情報(内部番号)<br>その他識別情報(内部番号)により住記データとの紐付けを行い、本業務に必要な情報を関係機関から取得するため。<br>(2) 公金受取口座情報<br>支給対象者への迅速な支給を可能とするために、公金受取口座の情報を把握する必要があるため。  |
| 全ての記録項目  | 別添2を参照。   |
| ⑤保有開始日   | 令和6年6月7日  |
| ⑥事務担当部署  | 健康福祉局総務部総務課 臨時特別給付金担当   |



| 3. 特定個人情報の入手・使用   |  |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
|-------------------|--|---|-------|--|----------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|
| ①入手元 ※            | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( )<br><input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( デジタル庁 )<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )<br><input type="checkbox"/> 民間事業者 ( )<br><input type="checkbox"/> その他 ( )  |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ②入手方法             | <input type="checkbox"/> 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム<br><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ③入手の時期・頻度         | 対象者抽出時   |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ④入手に係る妥当性         | 支給対象者への迅速な支給を可能とするために、公金受取口座の情報を把握する必要があるため。   |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ⑤本人への明示           | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条により、行政機関の長等は、公的給付支給等口座情報の提供を求めるとされている。また、取得した公金受取口座情報により給付金の振込を行う際は、登録された公金受取口座に振込を行う旨を本人に通知する。  |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ⑥使用目的 ※           | 公金受取口座情報を取得し、あらかじめ給付システムに口座情報を取り込むことで、プッシュ型による給付を行うため。   |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
|                   | 変更の妥当性 -   |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ⑦使用の主体            | 使用部署 ※   | 健康福祉局総務部総務課 臨時特別給付金担当   |       |  |          |               |                |                 |                   |
|                   | 使用者数   | [ 10人以上50人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | <選択肢> |  | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 |
| <選択肢>             |  |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| 1) 10人未満          | 2) 10人以上50人未満  |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| 3) 50人以上100人未満    | 4) 100人以上500人未満  |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上  |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ⑧使用方法 ※           | (1) 本給付金対象者の個人コード(内部番号)を用いて、情報提供ネットワークシステムを通じて、公金受取口座情報の照会を行う。<br>(2) 取得した公金受取口座情報を本市の給付システムに取り込み、支給対象者へプッシュ型により給付を行う。   |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
|                   | 情報の突合 ※  | 個人コード(内部番号)により、個人を特定する。   |       |  |          |               |                |                 |                   |
|                   | 情報の統計分析 ※  | -   |       |  |          |               |                |                 |                   |
|                   | 権利利益に影響を与え得る決定 ※   | -   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ⑨使用開始日            | 令和6年6月7日   |   |       |  |          |               |                |                 |                   |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |   |  |
|------------------------|---|--|
| 委託の有無 ※                | [ 委託する ] <選択肢><br>1) 委託する 2) 委託しない<br>( 1 ) 件   |  |
| 委託事項1                  | 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和6年度)及び定額減税補足給付金給付事業に係る住民基本台帳データ抽出等業務委託  |  |
| ①委託内容                  | 統合番号連携システムを介し、公金受取口座情報の一括照会を行うためのシステムの構築・運用及びオペレーション業務  |  |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部   |  |
|                        | 対象となる本人の数   | [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
|                        | 対象となる本人の範囲 ※  | 本給付金の支給対象者(見込みも含む。)  |
|                        | その妥当性   | 支給対象者への迅速な支給を可能とするために、公金受取口座の情報を把握する必要があるため。   |
| ③委託先における取扱者数           | [ 10人以上50人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上                                       |  |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |  |
| ⑤委託先名の確認方法             | 市報での公告又は本市ホームページでの公表を行います。<br>ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示します。  |  |
| ⑥委託先名                  | 富士通Japan株式会社 神奈川公共ビジネス部   |  |
| 再委託                    | ⑦再委託の有無 ※   | [ 再委託する ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|                        | ⑧再委託の許諾方法   | 横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止していますが、再委託を行う場合は、個人情報保護法並びに次の約款及び特記事項により行います。<br>・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止)<br>・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等)<br>・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) |
|                        | ⑨再委託事項  | データ抽出業務の一部   |
| 委託事項2～5                |   |  |
| 委託事項6～10               |   |  |
| 委託事項11～15              |   |  |
| 委託事項16～20              |   |  |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |  |
|------------------------------|--|
| 提供・移転の有無                     | [ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件<br>[ ○ ] 行っていない  |
| <b>提供先1</b>                  |  |
| ①法令上の根拠                      |  |
| ②提供先における用途                   |  |
| ③提供する情報                      |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</span> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           |  |
| ⑥提供方法                        | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )  |
| ⑦時期・頻度                       |  |
| <b>提供先2～5</b>                |  |
| <b>提供先6～10</b>               |  |
| <b>提供先11～15</b>              |  |
| <b>提供先16～20</b>              |  |
| <b>移転先1</b>                  |  |
| ①法令上の根拠                      |  |
| ②移転先における用途                   |  |
| ③移転する情報                      |  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数            | [ ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</span> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲           |  |
| ⑥移転方法                        | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )  |
| ⑦時期・頻度                       |  |
| <b>移転先2～5</b>                |  |
| <b>移転先6～10</b>               |  |
| <b>移転先11～15</b>              |  |
| <b>移転先16～20</b>              |  |

**6. 特定個人情報の保管・消去**

|                |   |   |
|----------------|---|---|
| <p>①保管場所 ※</p> | <p>&lt;横浜市における措置&gt;<br/>                 ・システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。<br/>                 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。<br/>                 ・ラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。<br/>                 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。<br/>                 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。<br/>                 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。<br/>                 ・業務で入手した申請書等の書類は鍵のかかる棚に施錠して保管する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;<br/>                 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員等により顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。<br/>                 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> |   |
| <p>②保管期間</p>   | <p>期間</p>   | <p>&lt;選択肢&gt;<br/>                 1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年<br/>                 4) 3年                              5) 4年                              6) 5年<br/>                 7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上<br/>                 10) 定められていない</p>   |
| <p>③消去方法</p>   | <p>その妥当性</p>  | <p>情報提供ネットワークシステムを通じた情報の照会及び提供を行うため、当該事務で使用する期間において、情報を保管する必要がある。本市住民基本台帳に記載されている期間又は本市の個人番号利用事務で利用する期間を保管期間とする。また、消去は当該事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点で行う。</p> <p>&lt;横浜市における措置&gt;<br/>                 ・電子データ：上記必要な期間を経過後、削除処理によりシステムにて削除する。年間1回程度。削除対象はシステムで判定する。ディスク交換やハード更改等の際は、機器の保守を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;<br/>                 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。<br/>                 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> |

**7. 備考**

## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 |   |
|----------------|---|
| 統合番号連携ファイル     |   |
| 2. 基本情報        |   |
| ①ファイルの種類 ※     | [ システム用ファイル ] <選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)  |
| ②対象となる本人の数     | [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ③対象となる本人の範囲 ※  | 本給付金の支給対象者(見込みも含む。)   |
| その必要性          | ・支給対象者を特定するため。<br>・支給対象者への迅速な支給を可能とするために、公金受取口座の情報を把握する必要があるため。   |
| ④記録される項目       | [ 10項目未満 ] <選択肢><br>1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上  |
| 主な記録項目 ※       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> |
| その妥当性          | 個人番号、4情報、その他識別情報(内部番号)：対象者を正確に特定するために保有する。<br>その他住民票関係情報：統合番号連携システムの画面上で、DV被害者等の理由による自動応答不可の状況及びその理由等を表示するために保有する。  |
| 全ての記録項目        | 別添2を参照。   |
| ⑤保有開始日         | 令和6年6月11日   |
| ⑥事務担当部署        | 健康福祉局総務部総務課 臨時特別給付金担当   |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 |   |  |
|-----------------|---|--|
| ①入手元 ※          | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民局窓口サービス課 )<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( )<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )<br><input type="checkbox"/> 民間事業者 ( )<br><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方公共団体情報システム機構が管理する住民基本台帳ネットワークシステム )                 |  |
| ②入手方法           | <input type="checkbox"/> 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |  |
| ③入手の時期・頻度       | 対象者抽出時  |  |
| ④入手に係る妥当性       | 支給対象者への迅速な支給を可能とするために、公金受取口座の情報を把握する必要があるため。  |  |
| ⑤本人への明示         | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条により、行政機関の長等は、公的給付支給等口座情報の提供を求めるとされている。また、取得した公金受取口座情報により給付金の振込を行う際は、登録された公金受取口座に振込を行う旨を本人に通知する。   |  |
| ⑥使用目的 ※         | 公金受取口座情報を取得し、あらかじめ給付システムに口座情報を取り込むことで、プッシュ型による給付を行うため。  |  |
|                 | 変更の妥当性 -  |  |
| ⑦使用の主体          | 使用部署 ※  | 健康福祉局総務部総務課 臨時特別給付金担当  |
|                 | 使用者数  | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| ⑧使用方法 ※         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号を生成する。<br/>住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間の連携によりデータを受信・登録し、統合番号を生成する。<br/>住民登録外の者の分：当該事務で必要となった者を統合番号連携システムへ登録した際に、統合番号を生成する。</li> <li>・生成した統合番号を登録元及び中間サーバーへ送信する。</li> <li>・統合番号並びに個人番号及び業務固有番号を紐付けて管理することにより、効率的に個人を特定する。</li> <li>・統合番号を用いて、情報照会及び情報提供業務を行う。</li> </ul>                          |  |
|                 | 情報の突合 ※   | 個人番号、4情報、統合番号及び業務固有番号を相互に突合し、個人を特定する。  |
|                 | 情報の統計分析 ※   | -  |
|                 | 権利利益に影響を与え得る決定 ※  | -  |
| ⑨使用開始日          | 令和6年6月11日   |  |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |   |  |
|------------------------|---|--|
| 委託の有無 ※                | [ 委託する ] <選択肢><br>1) 委託する 2) 委託しない<br>( 1 ) 件   |  |
| 委託事項1                  | 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和6年度)及び定額減税補足給付金給付事業に係る住民基本台帳データ抽出等業務委託  |  |
| ①委託内容                  | 統合番号連携システムを介し、公金受取口座情報の一括照会を行うためのシステムの構築・運用及びオペレーション業務  |  |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部   |  |
|                        | 対象となる本人の数<br>[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                           |  |
|                        | 対象となる本人の範囲 ※  | 本給付金の支給対象者(見込みも含む。)  |
|                        | その妥当性   | 支給対象者への迅速な支給を可能とするために、公金受取口座の情報を把握する必要があるため。   |
| ③委託先における取扱者数           | [ 10人以上50人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上                                       |  |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |  |
| ⑤委託先名の確認方法             | 市報での公告又は本市ホームページでの公表を行います。<br>ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示します。  |  |
| ⑥委託先名                  | 富士通Japan株式会社 神奈川公共ビジネス部   |  |
| 再委託                    | ⑦再委託の有無 ※   | [ 再委託する ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|                        | ⑧再委託の許諾方法   | 横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止していますが、再委託を行う場合は、個人情報保護法並びに次の約款及び特記事項により行います。<br>・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止)<br>・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等)<br>・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) |
|                        | ⑨再委託事項  | データ抽出業務の一部   |
| 委託事項2～5                |   |  |
| 委託事項6～10               |   |  |
| 委託事項11～15              |   |  |
| 委託事項16～20              |   |  |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |   |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無                     | [ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件<br>[ ○ ] 行っていない   |
| 提供先1                         |   |
| ①法令上の根拠                      |   |
| ②提供先における用途                   |   |
| ③提供する情報                      |   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ ] [ ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           |   |
| ⑥提供方法                        | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )     |
| ⑦時期・頻度                       |   |
| 提供先2～5                       |   |
| 提供先6～10                      |   |
| 提供先11～15                     |   |
| 提供先16～20                     |   |





**6. 特定個人情報の保管・消去**

|                |   |  |
|----------------|---|--|
| <p>①保管場所 ※</p> | <p>&lt;横浜市における措置&gt;<br/>                 ・システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。<br/>                 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。<br/>                 ・ラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。<br/>                 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。<br/>                 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。<br/>                 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。<br/>                 ・業務で入手した申請書等の書類は鍵のかかる棚に施錠して保管する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;<br/>                 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員等により顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。<br/>                 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> |  |
| <p>②保管期間</p>   | <p>期間</p>   | <p>&lt;選択肢&gt;<br/>                 1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年<br/>                 4) 3年                              5) 4年                              6) 5年<br/>                 7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上<br/>                 10) 定められていない</p>  |
| <p>③消去方法</p>   | <p>その妥当性</p>  | <p>情報提供ネットワークシステムを通じた情報の照会及び提供を行うため、当該事務で使用する期間において、情報を保管する必要がある。本市住民基本台帳に記載されている期間又は本市の個人番号利用事務で利用する期間を保管期間とする。また、消去は以下の時点で行う。<br/>                 ・業務固有番号は、当該事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点<br/>                 ・個人番号、4情報その他の項目は、本市全ての個人番号利用事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点</p> <p>&lt;横浜市における措置&gt;<br/>                 ・電子データ：上記必要な期間を経過後、削除処理によりシステムにて削除する。年間1回程度。削除対象はシステムで判定する。ディスク交換やハード更改等の際は、機器の保守を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;<br/>                 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。<br/>                 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> |

**7. 備考**

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

<臨時特別給付金担当⇔統合番号連携システム>

- ・住記個人コード
- ・金融機関コード
- ・金融機関名(カナ)
- ・支店コード
- ・支店名(カナ)
- ・預貯金種目コード
- ・口座番号
- ・名義人氏名(カナ)

<統合番号連携システム>

- ・個人番号
- ・統合番号
- ・4情報
- ・業務固有番号
- ・自動応答不可フラグ用サイン

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

| 1. 特定個人情報ファイル名  |  |
|---|--|
| 横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和6年度)及び定額減税補足給付金 照会対象者ファイル、統合番号連携ファイル |  |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                          |  |
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク  |  |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容  | 情報提供ネットワークシステム以外で特定個人情報を入手していない。                         |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容                                     | -  |
| その他の措置の内容   | -  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク   |  |
| リスクに対する措置の内容  | -  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク                                      |  |
| 入手の際の本人確認の措置の内容   | 情報提供ネットワークシステム以外で特定個人情報を入手していない。                         |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容  | -  |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容  | -  |
| その他の措置の内容   | -  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク                                   |  |
| リスクに対する措置の内容  | 情報提供ネットワークシステム以外で特定個人情報を入手していない。                         |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置     |  |
| -   |  |

| 3. 特定個人情報の使用                                  |   |
|---|---|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク         |   |
| 宛名システム等における措置の内容                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑制する。</li> <li>・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。</li> <li>・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。</li> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑制する。</li> </ul> |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容                      | ログイン時に操作者IDとパスワードによる操作者認証(ユーザー認証)を行っている。  |
| その他の措置の内容                                     | -   |
| リスクへの対策は十分か                                   | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small><br/>           1) 特に力を入れている         </div> <div> <small>2) 十分である</small><br/> <small>3) 課題が残されている</small> </div> </div>   |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク |   |
| ユーザー認証の管理                                     | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 行っている ]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small><br/>           1) 行っている         </div> <div> <small>2) 行っていない</small> </div> </div>   |
| 具体的な管理方法                                      | <small>&lt;統合番号連携システムにおける対策&gt;</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。</li> <li>・職員ごとにユーザーIDとパスワードを発効し、端末利用時は画像認証により、当該職員が操作していることを認証する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> <li>・同一ユーザーIDの同時ログインを制限する。</li> </ul>   |
| アクセス権限の発効・失効の管理                               | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 行っている ]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small><br/>           1) 行っている         </div> <div> <small>2) 行っていない</small> </div> </div>   |
| 具体的な管理方法                                      | <small>&lt;統合番号連携システムにおける対策&gt;</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム管理者は、事務所管課と調整の上、アクセス権限と事務の対応表を作成する。</li> <li>・事務所管課は、事務担当者特定し、システム管理者にユーザーIDとパスワードの発効とともに、事務従事者の画像との紐づけを依頼する。</li> <li>・システム管理者は、依頼に基づきユーザーIDとパスワードを発効し、事務従事者の画像との紐づけを行う。</li> <li>・権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。</li> </ul>                                   |

|                                   |  |  |
|-----------------------------------|--|--|
| アクセス権限の管理                         | [ 行っている ]  | <選択肢><br>1) 行っている 2) 行っていない                    |
| 具体的な管理方法                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限の設定作業は、システム管理者が行う。</li> <li>・アクセス権限の設定内容は、事務所管課からの依頼により決定する。</li> <li>・設定変更の結果は、事務所管課の確認を受ける。</li> <li>・定期の人事異動においては人事給与の所管部署から職員異動、機構改革等の情報を入手する。当該情報はシステム間の連携により入手し、手入力による設定ミス等を削減する。</li> </ul>   |  |
| 特定個人情報の使用の記録                      | [ 記録を残している ]   | <選択肢><br>1) 記録を残している 2) 記録を残していない              |
| 具体的な方法                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録する。</li> <li>・操作履歴は一定期間、保管する。</li> </ul>  |  |
| その他の措置の内容                         | -  |  |
| リスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク             |  |  |
| リスクに対する措置の内容                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</li> <li>・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。</li> <li>・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護に係る誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。</li> <li>・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。</li> </ul>         |  |
| リスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク      |  |  |
| リスクに対する措置の内容                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムの画面からのみファイルにアクセスできる仕組みを構築する。統合番号連携システムの画面においては、ファイル作成、出力機能を持たない仕組みとする。</li> <li>・職員に対しては、データ保護に関する研修を行う。</li> <li>・委託先に対しては、仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護に係る誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。</li> <li>・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。</li> </ul> |  |
| リスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |  |  |
| -                                 |  |  |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |   | [ ] 委託しない  |
|--|---|--|
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク<br>委託契約終了後の不正な使用等のリスク<br>再委託に関するリスク |   |  |
| 情報保護管理体制の確認  | ○委託業務の開始前に体制図等の資料を提出させる。<br>○個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項に基づき、個人情報の適正な取扱い並びに法律に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。<br>・委託契約約款<br>・個人情報取扱特記事項<br>・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 |  |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限  | [ 制限している ]  | <選択肢><br>1) 制限している                      2) 制限していない                             |
| 具体的な制限方法   | ・作業者を限定するため、委託作業者の名簿を事前に提出させる。  |  |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録  | [ 記録を残している ]  | <選択肢><br>1) 記録を残している                      2) 記録を残していない                         |
| 具体的な方法   | ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を作業実績報告書に残す。  |  |
| 特定個人情報の提供ルール   | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている                              2) 定めていない                       |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法  | 個人情報取扱特記事項において、再委託は原則禁止であり、再委託する場合は個人情報取扱特記事項に定める内容と同等の内容を再委託先に対して約定する旨を定めている。<br>また、遵守の確認については、作業実績報告書等にて行う。   |  |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法  | 個人情報取扱特記事項に基づいて取扱いを行う。<br>また、遵守の確認については、作業実績報告書等にて行う。   |  |
| 特定個人情報の消去ルール   | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている                              2) 定めていない                       |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法   | 契約が終了したとき、当該特定個人情報ファイルの使用が終了したとき若しくは委託元が指示したとき又はその他契約で定めたときに消去を行う。消去したときは、消去報告書を提出させる。<br>また、遵守の確認については、作業実績報告書等にて行う。   |  |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定  | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている                              2) 定めていない                       |
| 規定の内容  | 契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定<br>・個人情報の適正な管理<br>・従事者の監督<br>・目的外利用の原則禁止<br>・複写、複製の原則禁止<br>・作業場所の外への持出禁止<br>・再委託の原則禁止<br>・資料等の返還<br>・事故発生時等における報告<br>・研修の実施及び誓約書の提出                    |  |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保  | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない            4) 再委託していない |
| 具体的な方法   | 個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。<br>・委託契約約款<br>・個人情報取扱特記事項<br>・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項   |  |
| その他の措置の内容  | -   |  |
| リスクへの対策は十分な  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている            2) 十分である<br>3) 課題が残されている                      |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |   |  |
| -  |   |  |





6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ O ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

|              |   |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | <p>&lt;横浜市における措置&gt;<br/>                 ○統合番号連携システムの画面において、<br/>                 ・番号法第9条に定められた事務の事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。<br/>                 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。<br/>                 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックデジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。<br/>                 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。<br/>                 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;<br/>                 ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。<br/>                 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> |
|--------------|---|

|             |           |   |
|-------------|-----------|---|
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-------------|-----------|---|

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

|              |   |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | <p>&lt;横浜市における措置&gt;<br/>                 ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。<br/>                 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;及び&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;と同一である。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;<br/>                 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;<br/>                 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。<br/>                 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> |
|--------------|---|

|             |           |   |
|-------------|-----------|---|
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-------------|-----------|---|

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

|              |   |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | <p>&lt;横浜市における措置&gt;<br/>                 統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。<br/>                 ≪情報提供ネットワークシステムから取得したデータを業務システムで保管する場合、情報照会後に情報の正確性を保つためにどのような措置を講じているか記載≫</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;<br/>                 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> |
|--------------|---|

|             |           |   |
|-------------|-----------|---|
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-------------|-----------|---|

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク

|                     |   |
|---------------------|---|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p>&lt;横浜市における措置&gt;<br/>                 ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。<br/>                 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;及び&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;と同一である。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;<br/>                 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。<br/>                 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。<br/>                 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。<br/>                 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br/>                 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;<br/>                 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。<br/>                 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。<br/>                 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> |
|---------------------|---|

|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;<br/>                 1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/>                 3) 課題が残されている</p> |
|--------------------|---|

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

|                     |   |
|---------------------|---|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p>(This area is currently blank in the provided image)</p> |
|---------------------|---|

|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[ ] &lt;選択肢&gt;<br/>                 1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/>                 3) 課題が残されている</p> |
|--------------------|---|

|   |  |
|---|--|
| リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク   |  |
| リスクに対する措置の内容  |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク   |  |
| リスクに対する措置の内容  |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |  |
| <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> |  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                        |               |  |
|--|---------------|--|
| リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク              |               |  |
| ①NISC政府機関統一基準群                         | [ 政府機関ではない ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している<br>3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない  |
| ②安全管理体制                                | [ 十分に整備している ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している<br>3) 十分に整備していない  |
| ③安全管理規程                                | [ 十分に整備している ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している<br>3) 十分に整備していない  |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知                      | [ 十分に周知している ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している<br>3) 十分に周知していない  |
| ⑤物理的対策                                 | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
|  | 具体的な対策の内容     | <p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。</li> <li>・データセンターへの入退館及びサーバー室への入室は生体認証を用いて厳重に管理する。</li> <li>・統合番号連携システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。</li> <li>・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。</li> <li>・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器等を不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員等により確認している。</li> </ul> |
| ⑥技術的対策                                 | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
|  | 具体的な対策の内容     | <p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子データ：上記必要な期間を経過後、削除処理によりシステムにて削除する。年間1回程度。削除対象はシステムで判定する。ディスク交換やハード更改等の際は、統合番号連携システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>   |
| ⑦バックアップ                                | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知                         | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生あり ]      | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |
|  | その内容          | 別紙のとおり   |
|  | 再発防止策の内容      | 別紙のとおり   |
| ⑩死者の個人番号                               | [ 保管している ]    | <選択肢><br>1) 保管している 2) 保管していない  |
|  | 具体的な保管方法      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・死者のデータは生存者のデータと一体となって保管している。</li> <li>・住民登録内だった者の分：消除後、住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める期間が経過し、かつ、統合番号連携システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。</li> <li>・住民登録外だった者の分：統合番号連携システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。</li> </ul>   |
|  | その他の措置の内容     | -  |
| リスクへの対策は十分か                            | [ 十分である ]     | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク        |  |
| リスクに対する措置の内容                         | <p>○個人番号、4情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民登録内の者の分: 住民基本台帳への記載及びその変更時にシステム間で自動的に連携する。</li> <li>・住民登録外の者の分: 定期的に住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式によりデータを受信し、更新する。</li> <li>・事務上入手したデータの方が新しい場合は、必要に応じて統合番号連携システムの画面から更新する。</li> </ul> <p>○上記以外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務固有番号は、当該事務にて変更した後、統合番号連携システムへ再登録する。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムへの照会結果は統合番号連携システムには保存しないため、古い情報のまま保管することはない。</li> </ul> |
| リスクへの対策は十分か                          | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |
| リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク       |  |
| 消去手順                                 | <p>[ 定めている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている      2) 定めていない</p>   |
| 手順の内容                                | <p>・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。</p>   |
| その他の措置の内容                            | -  |
| リスクへの対策は十分か                          | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |  |
| -                                    |  |

## IV その他のリスク対策 ※

| 1. 監査   |   |
|---|---|
| ①自己点検   | [ 十分に行っている ] <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
| 具体的なチェック方法  | <横浜市における措置><br>特定個人情報に関する監査において、定期的に自己点検を行う。<br><br><中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。   |
| ②監査   | [ 十分に行っている ] <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
| 具体的な内容  | <横浜市における措置><br>特定個人情報に関する監査において、定期的に監査を行う。<br><br><中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。  |
| 2. 従業者に対する教育・啓発   |   |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ] <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
| 具体的な方法  | <横浜市における措置><br>年に1回、特定個人情報保護に関する所属研修を実施する。<br><br><中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 |
| 3. その他のリスク対策  |   |
| <中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 |   |

## V 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
|--------------------------|--|
| ①請求先                     | 横浜市役所<br>市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882<br>鶴見区役所<br>区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680<br>神奈川区役所<br>区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021<br>西区役所<br>区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321<br>中区役所<br>区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121<br>南区役所<br>区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112<br>港南区役所<br>区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321<br>保土ヶ谷区役所<br>区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221<br>旭区役所<br>区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023<br>磯子区役所<br>区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335<br>金沢区役所<br>区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721<br>港北区役所<br>区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221<br>緑区役所<br>区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220<br>青葉区役所<br>区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221<br>都筑区役所<br>区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222<br>戸塚区役所<br>区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321<br>栄区役所<br>区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335<br>泉区役所<br>区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335<br>瀬谷区役所<br>区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635 |
| ②請求方法                    | 持参又は郵送による指定様式での書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。   |
| 特記事項                     | 受付時に本人確認を行う。   |
| ③手数料等                    | [ 無料 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 有料 2) 無料</span><br>(手数料額、納付方法: 閲覧等の手数料は無料。ただし、写しの交付は実費負担が必要。郵送交付の場合は送料負担が必要。 )   |
| ④個人情報ファイル簿の公表            | [ 行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 行っている 2) 行っていない</span>  |
| 個人情報ファイル名                | 低所得世帯等を対象とする給付金給付対象者ファイル   |
| 公表場所                     | 横浜市役所 市民局市民情報センター<br>231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3900  |
| ⑤法令による特別の手続              | -  |
| ⑥個人情報ファイル簿への不記載等         | -  |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| ①連絡先                     | 健康福祉局総務部総務課 臨時特別給付金担当<br>横浜市中区本町6-50-10 045-671-4754   |
| ②対応方法                    | -  |

## VI 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価                |  |
|--------------------------|--|
| ①実施日                     | 令和6年10月31日   |
| ②しきい値判断結果                | [ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ]<br><選択肢><br>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)<br>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)<br>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取        |  |
| ①方法                      | 市ウェブサイトでの公開、市民情報センター及び各区役所での閲覧により市民意見募集を行う。意見は、郵便、ファクシミリ又は所管課への持参により受け付ける。   |
| ②実施日・期間                  | 令和6年7月30日から8月28日まで   |
| ③期間を短縮する特段の理由            | —  |
| ④主な意見の内容                 | 期間中に意見の提出はありませんでした。  |
| ⑤評価書への反映                 | —  |
| 3. 第三者点検                 |  |
| ①実施日                     | 令和6年9月25日  |
| ②方法                      | 横浜市個人情報保護審議会における審議   |
| ③結果                      | 評価書の内容について修正を求める意見はありませんでした。   |
| 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】 |  |
| ①提出日                     |  |
| ②個人情報保護委員会による審査          |  |





## 過去3年以内に評価実施機関において発生した個人情報に関する重大事故の内容及び再発防止策の内容

|   | 公表年月日      | 内容  | 件数    | 再発防止策   |
|---|------------|---|-------|---|
| 1 | 令和3年12月17日 | 区役所で保管していた、平成28年度の3か月分の該当区で交付したマイナンバーカードに係る交付関連書類を紛失した。                             | 1931件 | 書類の保管場所一覧を作成し、執務室内の書庫から共用書庫への移動を記録するなどの管理を徹底するとともに、文書廃棄時には保存期間中の文書の状況を確認する。また、文書廃棄時に廃棄すべき文書をより厳重に確認するよう職員に周知徹底し、廃棄する箱の中身について、責任職による確認を行う。                             |
| 2 | 令和4年11月11日 | 本市施設の運営委託業者の再委託者が、電車内で社用パソコン入りの荷物の盗難に遭い、当該パソコン内に保存されている施設利用者等の個人情報を紛失した。            | 528件  | 委託先に対して、委託約款に定められた個人情報の適切な取扱いを徹底するとともに、持ち出し可能な媒体に個人情報を保存しない等個人情報に関するリスク管理の徹底するよう指導する。当該指導を受け、委託先においては、パソコン内にはデータを置かず、ファイルサーバに保存する運用とし、パスワードの二重化、強度の見直し等のセキュリティ対策を講じる。 |
| 3 | 令和5年9月11日  | 財政局において、「特別徴収個人別明細表」を本来送付すべきではない会社に送付してしまった。  | 217件  | 封筒の宛名作成の際には、会社ごとに付番している指定番号により送付先の検索を行うことを徹底する。また、このルールについて、研修等により改めて周知・徹底する。   |
| 4 | 令和6年1月15日  | 区役所で保管していた、自動車臨時運行許可申請書のファイルを1年度分誤廃棄した。   | 240件  | 課内で行政文書の廃棄に係るルールの再確認を実施し、行政文書の保管場所、保管方法の見直しを行った。また、文書廃棄の際に使用するチェックリストを作成し、2名以上で廃棄対象文書であることを確認しながら廃棄することを徹底する。   |
| 5 | 令和6年5月1日   | 区役所で保管していた、令和元年度に支給手続を行った介護保険の高額合算療養費に関する申請書等(特定個人情報を含む)を紛失した。誤廃棄をした可能性が高いと考えられる。   | 2559件 | 廃棄文書の保管箱に、廃棄年度ごとに色の違うテープを貼り、廃棄の時期を視覚的に明確にする。また、廃棄文書目録と対象文書を複数の職員で突合することを徹底する。   |
| 6 | 令和6年5月7日   | こども青少年局で運営しているWEBサイト上で、WEBサイトの設定誤りにより、表示する必要のない市民の氏名が表示される状態となっていた。                 | 1665件 | 本市と事業者で、WEBサイト上の全機能について点検を行った。サイト回数等を行う際は、稼働前の確認・テストを両者で徹底する。   |
| 7 | 令和6年5月15日  | こども青少年局で、市内法人等と個人情報のやり取りを行っているクラウドサービス上で、閲覧権限の設定ミスにより、法人が、無関係な者の個人情報を閲覧できる状態となっていた。 | 468件  | クラウドの権限設定等を変更する場合には、設定内容に誤りがないかを複数人で確認するよう徹底する。また、誤った権限を設定してしまった場合には、閲覧に制限がかかるよう、クラウドサービスの設定を修正した。  |